

滋賀県人権施策推進計画（第2次改定版）の素案について

1 計画改定の趣旨

平成28年3月に改定した現行の人権施策推進計画について、「部落差別解消推進法」や「子ども基本法」などの人権に関係の深い法令の施行、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の発生、インターネット(SNS)上での人権侵害の深刻化、性的指向・ジェンダーアイデンティティへの社会の関心の高まりなどの社会状況の変化や、県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図るため、内容を見直し、計画を改定する。

2 計画の期間

令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)(5年間)

【現行計画の期間:平成28年度(2016年度)～令和7年度(2025年度)(10年間)】

※改定計画の公表時期は令和6年(2024年)7月頃を予定

3 計画素案のポイント（主な見直し箇所等）

(1)基本施策の推進(P5～)

○「(3)人権啓発」－「①県民に対する人権啓発」

・従来の人権啓発が必ずしも人権尊重につながる具体的な行動に結びついていない課題があると考えられることを踏まえ、「具体的な行動変容につながる啓発の推進」を追加する。

・「令和3年度人権に関する県民意識調査」において、年代によって「人権が尊重される社会」の実現に向けた意識の傾向に違いがあったこと等を踏まえ、「対象者の年代を意識したより効果的な啓発の実施」を追加する。

○「(3)人権啓発」－「②事業者に対する人権啓発」

昨今の企業活動における人権尊重への関心の高まり等を踏まえ、新たに「『ビジネスと人権に関する指導原則』に基づく企業活動の推進」を追加する。

(2)分野別施策の推進(P16～)

○現行計画の「Ⅱ 重要課題への対応」の構成を全体的に見直し、「分野別施策の推進」として、「1 女性」から「19 個人情報の保護」までの19の分野(課題)に変更する。(カテゴリー分けは行わない)

○新たな人権分野(課題)として、以下を追加する。

・「10 性的指向・ジェンダーアイデンティティ」

※現行計画の「性同一性障害者・同性愛者等」を項目名を含めて見直したもの

・「12 新たな感染症(新型コロナウイルス感染症等)」

・「14 ハラスメント」

・「16 人身取引(性的サービスや労働の強要等)」

※「女性」・「子ども」・「高齢者」等、関係する個別計画等が策定されている既存の分野については、各分野の最新の個別計画等に合わせて当計画本文の記載内容を修正する。

○上記の各個別分野(課題)のほか、「20 その他の人権に関わる諸問題」として「孤独・孤立」、「自殺問題」、「ひきこもり」、「依存症」、「ホームレス」に関する現状・取組等の説明を追加する。

4 スケジュール（審議会等）

令和5年10月18日	滋賀県人権施策推進審議会	第12期第1回会議（骨子案（たたき台））
令和6年 2月5日	滋賀県人権施策推進審議会	第12期第2回会議（素案）
4月	県民政策コメントの実施	
6月	滋賀県人権施策推進審議会	（原案）
7月	計画改定・公表	